

多摩市居住支援協議会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、多摩市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第 2 条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な事項について協議することにより、多摩市における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動及び民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

（会員）

第 4 条 本会の会員は、**別表別に定める会員名簿（以下「会員名簿」という。）**のとおりとする。ただし、**別表会員名簿**の他に、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進並びに多摩市居住支援協議会の活動に **賛同** ~~はただけ~~する不動産関係団体、不動産事業者、不動産オーナー、福祉関係団体、居住支援団体等、会長が承認した者は会員として加入することができる。

2 会員として加入を希望する者は、第 9 条に規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

（顧問）

第 5 条 本会には、専門的な助言を得るため、必要に応じて顧問を置くことができる。

(事務局)

第 6 条 本会の事務局は、多摩市都市整備部都市計画課に置く。

2 事務局は、本会の庶務に関することを処理する。

第 2 章 組織

(総会)

第 7 条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年 1 回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の 3 分の 1 以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 専門部会の設置に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第 8 条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使をその他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

第 3 章 役員

(役員)

第 9 条 協議会には次の役員を置く

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 1 名

2 会長は、会員の中から互選により決定し、副会長及び監事は会長が指名する。

3 会長は、協議会の議長となり、会議を総括する

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び他の役員に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(役員の任期)

第 10 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

第 4 章 監事

(事業年度)

第 11 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(監査及び報告)

第 ~~11~~ 12 条 監事は、**会計事業** 年度終了時に監査を行い、総会に報告する。

第 5 章 その他

(秘密の厳守)

第 ~~12~~ 13 条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第 ~~13~~ 14 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和 3 年 ● 月 ● 日から施行する。

~~別表 (第 4 条関係)~~

区分	会員
不動産関係団体等	公益社団法人—東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 公益社団法人—全日本不動産協会東京都本部多摩南支部 独立行政法人—都市再生機構—(UR 都市機構)— 東京都住宅供給公社—(J K K)— ○○○○○○○○○○○○○○○○
居住支援団体等	社会福祉法人—多摩市社会福祉協議会 ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○
行政等	多摩市